明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（**人事院**九―五五―一四八）　一
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（**同**一七―〇―一四六）　二
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**二〇三）　三
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**九五）　五
○昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号（平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を改正する件（**農林水産**一三八四）　六
○船員法施行規則第五十三条第一項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示の一部を改正する告示（**国土交通**一〇二五）　三〇
○建築基準法の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を改正する件（**同**一〇二六）　三〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三三
特殊法人等
独立行政法人統計センター令和五年度財務諸表、令和五年度日本放送協会貸借対照表及び損益計算書、企業年金基金変更、弁理士登録関係　六一
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　七〇
会社その他
会社決算公告　吉五

規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年七月十六日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五五―一四八

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
沖縄県	（略）	（略）	（略）
	（略） 宮古島市平良字下里一〇八の一	（略） 福岡出入国在留管理局那覇支局 宮古島出張所	三級地
	（略）	（略）	（略）

備考１　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区税関石垣税関支署石垣空港出張所に係るものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、那覇検疫所平良出張所に係るものにあつては平成三十一年四月一日、門司税関厳原税関支署比田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室に係るものにあつては同年十月一日、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所平取ダム管理支所及び母島自然保護官事務所に係るものにあつては令和四年四月一日、九州地方整備局西之表港湾事務所に係るものにあつては同年七月一日、木曽森林管理署木曽支署須原森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、福岡出入国在留管理局那覇支局宮古島出張所に係るものにあつては令和六年一月十五日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

２　（略）

二　（略）

改正前

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
沖縄県	（略）	（略）	（略）
	（略） 宮古島市平良字西里七の二一	（略） 福岡出入国在留管理局那覇支局 宮古島出張所	三級地
	（略）	（略）	（略）

備考１　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区税関石垣税関支署石垣空港出張所に係るものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、那覇検疫所平良出張所に係るものにあつては平成三十一年四月一日、門司税関厳原税関支署比田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室に係るものにあつては同年十月一日、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所平取ダム管理支所及び母島自然保護官事務所に係るものにあつては令和四年四月一日、九州地方整備局西之表港湾事務所に係るものにあつては同年七月一日、木曽森林管理署木曽支署須原森林事務所に係るものにあつては同年十月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

２　（略）

二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―五五の規定は、令和六年一月十五日から適用する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年七月十六日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一七―〇―一四六

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部沖縄総合事務局の項中「情報通信技術室長」を削る。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「相談指導室長」を「相談指導室長　フリーランス取引適正化室長」に改める。

別表消費者庁の部内部部局の項中「政策立案総括審議官」を「政策立案総括審議官　食品衛生・技術審議官」に、「食品表示対策室長　上席景品・表示調査官」を「上席景品・表示調査官　食品表示対策室長」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「地理情報室長」を「情報利用企画室長」に改め、同部情報通信政策研究所の項中「総務課長」を「総合企画推進官　総務課長　研修管理官」に改める。

別表法務省の部婦人補導院の項を削り、同部矯正研修所の項中「部長」を「矯正研修改革推進官　部長」に改める。

別表公安調査庁の部公安調査局の項中「部長」を「部長　部次長」に改める。

別表文部科学省の部内部部局の項中「家庭教育支援室長」を「家庭教育支援室長　日本語教育機関室長」に、「高校修学支援室長　教科書企画官」を「教科書企画官　高校修学支援企画官」に、「防災科学技術推進室長　地震調査研究企画官　地震調査管理官」を「地震火山室長　地震調査管理官　調査研究企画官」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「水道計画指導室長」を削り、「治療と仕事の両立支援室長」を「メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室長」に、「総務班長」を「総務班長　調整班長」に改め、同部国立ハンセン病療養所の項中「科長　医長　看護部長　総看護師長　副看護部長　副総看護師長　部長　課長　事務長」を「部長　科長　看護部長　副看護部長　国立ハンセン病療養所医師確保対策官　課長　事務長　総看護師長　医長　副総看護師長」に改め、同部国立感染症研究所の項中「課長　企画管理調整官」を「安全管理研究センター長　品質管理研究センター長　課長　企画管理調整官」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「卸売市場室長　食品企業行動室長」を「物流生産性向上推進室長　卸売市場室長　原材料調達・品質管理改善室長」に、「農村政策推進室長」を「農村活性化推進室長」に改める。

別表林野庁の部内部部局の項中「森林保全推進官」を「花粉発生源対策調整官」に改める。

別表水産庁の部内部部局の項中「船舶管理室長」を「漁獲監理官　船舶管理室長」に、「課長補佐（総括）」を「漁獲監理官の職務全般についてこれを直接補佐する職員　課長補佐（総括）」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「国際資源循環管理官」を削り、「デジタル高度化推進室長」を「サイバーセキュリティ制度企画官　デジタル高度化推進室長」に改める。

別表国土交通省の部内部部局の項中「公文書監理官」を「上下水道審議官　公文書監理官」に改め、「流域管理官」及び「建設企画室長」を削り、「技術企画調整官」を「技術企画調整官　建設企画調整官」に改め、同部国土技術政策総合研究所の項中「下水道研究部」を「上下水道研究部」に改め、同部国土地理院の項中「統括測量・防災官　部長」を「部長　防災・地理空間情報企画センター長」に改め、「防災推進室長」を削り、「建設専門官（」の下に「人事」を加え、同部地方整備局の項中「港政調整官　港湾高度利用調整官」を「港湾情報化推進官（人事に関する事務を担当する者に限る。）」に、「用地調査官　課長」を「用地調査官　課長　公園利活用推進センター長」に改め、同部開発建設部の項中「地域振興対策官並びに」を削り、「上席総務専門官（人事、職員団体又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）　総務専門官（人事、職員団体又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）」を「上席専門官（人事、予算、職員団体又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）　専門官（人事、職員団体又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）」に改め、「上席経理専門官（予算に関する事務を担当する者に限る。）」を削り、同部地方航空局の項中「先任航空事業安全監督官」を「統括事業安全監督官」に改め、同部空港事務所の項中「広域空港管理官」を削る。

別表気象庁の部内部部局の項中「地震情報企画官　火山対策官」を「地震津波対策企画官　火山対策企画官」に改め、同部管区気象台の項中「地震情報官　火山防災情報調整官」を「地震津波対策調整官　火山対策調整官」に改め、「調査官（」の下に「人事又は」を加え、同部沖縄気象台の項中「調査官（」の下に「人事又は」を加える。

別表環境省の部内部部局の項中「化学物質審査室長」を「熱中症対策室長　化学物質審査室長」に、「気候変動適応室長」を「気候変動科学・適応室長」に、「環境汚染対策室長」を「環境汚染対策室長　水道水質・衛生管理室長」に改める。

別表人事院の部事務総局の項中「能率厚生管理室長」を「人事戦略室長」に、「上席災害補償専門官」を「職員福祉企画調整官　上席災害補償専門官　人材企画調整官」に改める。

別表会計検査院の部事務総局の項中「厚生労働統括検査室長」を「こども家庭検査室長」に改める。

別表備考第一項中「令和五年十一月三十日」を「令和六年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。